

石川県公報

令和3年6月18日

第13415号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○産業廃棄物処理施設の設置許可の申請 (資源循環推進課)	1
公 告	
○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	2
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	4
○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	6
○土地改良区の役員就任公告 (同)	6
○土地改良区の定款変更認可公告 (同)	7
○土地改良事業計画の変更認可公告 (同)	7
○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	7
○市街地再開発組合の事業計画の変更認可公告 (同)	7
○入札公告 (警察本部)	8
公安委員会	
○石川県交通安全活動推進センターの代表者の氏名の変更 更	9
正 誤	
○令和2.9.11第13339号中	10

告 示

石川県告示第249号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、設置許可申請書及び生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、石川県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和3年6月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 対象事業の名称
北陸電力株式会社の産業廃棄物処理施設設置に関する事業
- 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 名称 北陸電力株式会社
 - 住所 富山県富山市牛島町15番1号
 - 代表者の氏名 代表取締役 金井 豊
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
七尾市大田町16字6番甲 外315筆
- 産業廃棄物処理施設の種類
管理型最終処分場
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻※
汚泥（水銀含有ばいじん等であるものを含む。）
ばいじん※
（※：水銀含有ばいじん等であるものを除く。）
これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上3種類
- 申請年月日
令和3年6月9日

7 縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

石川県行政情報サービスセンター
石川県中能登総合事務所
七尾市役所

(2) 期間 令和3年6月18日(金)から同年7月19日(月)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

(3) 時間 午前8時30分から午後5時45分まで(ただし、七尾市役所は、午前8時30分から午後5時15分までとする。)

8 意見書の提出期間、提出先、提出できる者及び記載内容

(1) 提出期間

令和3年6月18日(金)から同年8月2日(月)まで
郵送による場合は、令和3年8月2日(月)までの消印のあるものに限る。

(2) 提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県生活環境部資源循環推進課

(3) 提出できる者

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者(周辺に居住する者を始め、施設設置予定地の周辺で事業を営んでいる者等)

(4) 記載内容

意見書提出者の氏名、住所及び対象事業の名称並びに生活環境の保全上の見地からの意見(日本語により記載すること。)

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和3年6月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス蓮花寺店
野々市市西部中央土地画整理業 第41街区の一部

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社suadd 代表取締役 山田 進太郎
東京都港区六本木四丁目2番45号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年2月9日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,454平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 57台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 20台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 32平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 11.1立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時45分まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 2箇所
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

7 届出年月日

令和3年6月8日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市企画振興部産業振興課

9 届出等の縦覧期間

令和3年6月18日から同年10月18日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年10月18日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス下林店

野々市市下林4丁目581番 他14筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年2月9日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,394平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 53台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 20台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 36平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 12,377立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時45分まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 2箇所
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

令和3年6月8日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市企画振興部産業振興課

9 届出等の縦覧期間

令和3年6月18日から同年10月18日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年10月18日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和3年6月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)アルビス七尾店、スギ薬局七尾南店
七尾市国分町子16番1 外

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和3年2月2日

3 市町の意見の概要

市町名 七尾市

意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

苦情等が発生した場合は、誠意ある対応をしてください。

(2) 廃棄物に係る事項等

七尾市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例を遵守してください。

(3) その他の事項

アルビス(株)担当者、七尾中学校、七尾市教育委員会での協議の場において、「生徒の通学や学校行事に影響があると考えられる場合は、協議を行い、必要な対策を検討する」との回答を得ています。今後も必要に応じて協議を行い、生徒の安心安全のための協力をお願いします。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和3年6月18日から同年7月18日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ加賀店

加賀市作見町ル75番地1 外23筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和3年2月12日

3 市町の意見の概要

市町名 加賀市

意見の概要

(1) 駐車場の充足等交通に係る事項

・市道への乗り入れ口は道路法第24条申請について事前に協議すること。

(2) 騒音の発生に係る事項

・当該地域は、騒音規制法及び振動規制法に定める規制地域である。特定施設の設置又は特定建設作業を行う場合は、市へ届け出ること。

(3) 廃棄物に係る事項

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、加賀市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例、加賀市生活環境保全条例その他関係法令等を遵守すること。

(4) その他の事項

・開発行為許可申請が必要である。

・加賀市緑化推進条例による緑の計画書の提出が必要である。現在の計画図では十分な緑化が見られないため、基準に適合した緑化に努めること。

・当該地については、埋蔵文化財包蔵地外であるが、1,500㎡以上のため、着工日の60日地前までに埋蔵文化財調査の要否について協議が必要である。また、調査を行った結果、埋蔵文化財が見つかった場合には工事計画の変更等が必要な可能性がある。

・当該敷地は加賀市景観計画に基づく景観形成区域に該当する。

・建設予定の建築物の高さが10mを超える場合は事前協議の上届出が必要である。

・モジュール面積の合計が100㎡を超える太陽光発電設備等を使用又は設置する場合は事前協議の上届出が必要である。

・建築基準法第6条の規定に該当する場合は確認申請が必要である。

・高さ10mを超える建築物については、加賀市中高層建築物に関する指導要綱に基づく届出が必要である。

・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により、延べ床面積が300㎡以上の建築物については適合判定が必要である。

- ・バリアフリー新法に基づく石川県バリアフリー条例で定める対象建築物に該当する場合は届出が必要である。
- ・ふるさと石川の環境を守り育てる条例に定める地下水揚水設備を設置する場合は届出が必要である。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和3年6月18日から同年7月18日まで

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和3年6月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

内灘町土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	夷 藤 芳 夫	河北郡内灘町字向栗崎1丁目35番地	令和3年5月19日
〃	中 宮 文 哉	河北郡内灘町字向栗崎2丁目113番地	〃
〃	七 田 満 男	河北郡内灘町字大清台133番地	〃
〃	本 出 裕 武	河北郡内灘町字大根布5丁目288番地	〃
〃	中 居 治 雄	河北郡内灘町字宮坂ニ62番地	〃
〃	中 村 初 男	河北郡内灘町字宮坂ほ319番地1	〃
〃	川 辺 俊 一	河北郡内灘町字西荒屋口108番地49	〃
〃	南 守 雄	河北郡内灘町字西荒屋ハの69番地の3	〃
〃	濱 田 親 志	河北郡内灘町字室へ20番地5	〃
監事	廣 瀬 武 志	河北郡内灘町字室イ99番地4	〃
〃	北 川 利 一	河北郡内灘町字向栗崎1丁目246番地1	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和3年6月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

加賀三湖土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	宮 橋 勝 永	小松市松岡町ト49番地1	令和3年5月11日

内灘町土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	夷 藤 芳 夫	河北郡内灘町字向栗崎1丁目35番地	令和3年5月20日
〃	中 宮 文 哉	河北郡内灘町字向栗崎2丁目113番地	〃
〃	七 田 満 男	河北郡内灘町字大清台133番地	〃
〃	本 出 裕 武	金沢市木曳野1丁目179番地	〃
〃	中 居 治 雄	河北郡内灘町字宮坂ニ62番地	〃
〃	中 村 初 男	河北郡内灘町字宮坂ほ319番地1	〃
〃	川 辺 俊 一	河北郡内灘町字西荒屋口108番地49	〃

〃	南 守 雄	河北郡内灘町字西荒屋ハの69番地の3	〃
〃	濱 田 親 志	河北郡内灘町字室へ20番地5	〃
監 事	廣 瀬 武 志	河北郡内灘町字室イ99番地4	〃
〃	北 川 利 一	河北郡内灘町字向栗崎1丁目246番地1	〃
〃	島 崎 秀 樹	河北郡内灘町字向栗崎2丁目291番地1	〃

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
令和3年6月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
鞍月用水土地改良区	令和3年6月10日

土地改良事業計画の変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和3年6月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	認可年月日
美川土地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	令和3年6月10日
二塚土地改良区	〃	〃
安原地区土地改良区	〃	〃

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
令和3年6月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
羽咋郡志賀町高浜町マ17番1	幅員 6.00m 延長 69.10m	鹿島郡中能登町末坂マ甲部98番地1 三野 真由美	令和3年6月2日

市街地再開発組合の事業計画の変更認可公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年6月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 組合の名称
金沢駅武蔵南地区市街地再開発組合
- 事業施行期間
平成29年5月16日から令和4年9月30日まで
- 施行地区
(1) 法第14条第1項の宅地

金沢市安江町の一部

(2) その他の区域

3・2・1号金沢駅通り線、3・4・7号金石街道線、市道本町1丁目線9号、市道安江町線5号の各一部、市道安江町線6号及び金沢市所管の法定外公共物の一部

4 事務所の所在地

金沢市本町1丁目2番56号 坂口ビル1-B

5 設立認可の年月日

平成29年5月9日

6 変更の内容

設計の概要、事業施行期間及び資金計画

7 変更認可の年月日

令和3年6月11日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年6月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約件名

ヘリコプター部品等の売払い

(2) 物件及び数量

作業台以下 4,172点

※ 詳細については、入札説明書による。

(3) 引渡場所及び引渡期間

ア 引渡場所 金沢市湊1丁目55番地20 石川県警察航空隊

イ 引渡期間 令和3年8月31日(火)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和3年6月30日(水)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和3年7月1日(木)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和3年7月2日(金) 正午

(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和3年7月2日(金) 午後2時10分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(2)の買取価格のほか、輸送費など取引に要する一切の諸費用を含む総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者である免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第71号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の31第1項の規定により石川県交通安全活動推進センターとして指定した法人から、代表者の氏名を変更する旨の届出があった。

令和3年6月18日

石 川 県 公 安 委 員 会

1 代表者の氏名

変更前 加藤 敏彦

変更後 高田 直人

2 変更年月日

令和2年5月26日

正 誤

令和2年9月11日発行の石川県公報第13339号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
6	大規模小売店舗の変更の届出の公告	辻田 泰徳	辻田 泰徳